

第 3 次男女共同参画基本計画に関する  
施策の評価等について  
(第 6 分野) (各府省作成資料)

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

(施策名) 1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

ア 意識と行動の変革

① 社会的な気運の醸成・高揚

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>第2次食育推進基本計画（平成23～27年度）（平成23年3月31日食育推進会議決定）に基づき、食育月間を定め、その一環として食育推進全国大会を開催するとともに、食育推進に関して功績のあった者に対する食育推進ボランティア表彰を実施し、食育推進に関する普及・啓発を図った。</p>												
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>食育に関心を持っている国民の割合が上がる中で、男女ともに関心の度合いは向上している。</p>												
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>引き続き第2次食育推進基本計画に基づいて、普及・啓発を推進していく。 第3次食育推進基本計画（平成28～32年度）の作成に向け、普及・啓発の有り方等について、食育推進評価専門委員会において、現在検討しているところ。</p>												
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p> <table><tr><td>食育に関心を持っている国民の割合</td><td>平成22年度：70.5%</td><td>→</td><td>平成25年度：74.6%</td></tr><tr><td>食育に関心を持っている男性の割合</td><td>平成22年度：59.3%</td><td>→</td><td>平成25年度：67.2%</td></tr><tr><td>食育に関心を持っている女性の割合</td><td>平成22年度：79.4%</td><td>→</td><td>平成25年度：81.0%</td></tr></table>	食育に関心を持っている国民の割合	平成22年度：70.5%	→	平成25年度：74.6%	食育に関心を持っている男性の割合	平成22年度：59.3%	→	平成25年度：67.2%	食育に関心を持っている女性の割合	平成22年度：79.4%	→	平成25年度：81.0%
食育に関心を持っている国民の割合	平成22年度：70.5%	→	平成25年度：74.6%									
食育に関心を持っている男性の割合	平成22年度：59.3%	→	平成25年度：67.2%									
食育に関心を持っている女性の割合	平成22年度：79.4%	→	平成25年度：81.0%									

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

(施策名) 1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

ア 意識と行動の変革

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農山漁村に残存している固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するとともに、女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・実現していくことができるよう、「農山漁村女性の日」を中心とした関係団体による記念行事の開催を支援した。</li><li>・「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活の実践に結び付く食育を推進した。</li></ul>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・3月10日の「農山漁村女性の日」には、地域における優良な女性の取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進した。</li><li>・食育基本法及び第2次食育推進基本計画に基づき、食料の安定供給、農林水産業の発展、農山漁村の振興を担う立場から、消費者に健全な食生活の実践を促す取組や、食や農林水産業への理解を深める活動を支援した。</li></ul>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「農山漁村女性の日」を中心とした関係団体による記念行事の開催，地域における女性の優良な取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等，男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進する。</li><li>・「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し，健全な食生活の実践に結び付く食育を推進する。</li></ul>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p>

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

**(分野名) 6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進**

**(施策名) 1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大**

**イ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大**

**1 主な施策の取組状況**

- ・経営管理能力等の向上に向けた研修や情報提供を通じ、女性リーダーの育成を図った。
- ・女性農業委員の資質の向上等を図るための都道府県単位の研修会等を毎年度実施した。また、女性経営者相互のネットワークの形成や、異業種・民間企業経営者との交流・情報交換を通じて、それぞれの経営や活動を発展させることができるよう支援した。
- ・農業・農村において重要な役割を果たしている女性の意見が、地域の方針決定に着実に反映されることが重要であるため、担い手や地域農業の在り方等を定める人・農地プランの策定・見直しに当たっては、市町村による検討会のメンバーのおおむね3割を女性で構成するよう要件化した。  
農業協同組合の役員及び農業委員における女性の登用を促進するため、役員・委員に女性が一人も登用されていない組織の解消等の目標を設定し、女性農業者への農業委員立候補の励行、女性農業委員登用促進アドバイザーの設置等を行うよう関係団体に指導通知（平成22年8月経営局長通知）を发出した。
- ・森林組合及び森林組合連合会において女性の役員への登用を促進するよう、関係機関に対して、指導通知を发出した。
- ・漁業協同組合の女性役員の登用目標の設定を引き続き推進するため、平成24年度末までに全国漁業協同組合連合会及び同会傘下の会員団体等に対して、女性役員の登用に向けた行動計画を策定するよう求めるとともに、定期的に全国漁業協同組合連合会等の関係団体に対してヒアリングを行い、進捗状況の把握に努めている。
- ・土地改良区における男女共同参画の推進について、土地改良団体が実施する研修等において、農林水産本省又は地方農政局の男女共同参画担当者を講師として研修科目を設ける等の取組を行っている。
- ・各都道府県及び市町村における女性の参画目標の達成に向けて、会議・研修会等を開催し、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進した。
- ・23年度より実施している6次産業化総合調査においては、生産関連事業に係る従事者数を男女別に把握、また、農林業センサス、漁業センサスにおいて農業・漁業の男女別年齢階層別経営者、農林業センサスでは販売農家の同居後継者男女別についても集計し、公表した。

**2 取組結果に対する評価**

- ・女性農業委員の資質向上と併せて登用促進を目的とした研修会等を平成25年度は44都道府県農業会議で実施した。都道府県単位の女性農業委員ネットワーク組織に参加する女性農業委員数は、平成22年4月1日、226人から、平成26年4月1日、947人に増加するなど、女性農業委員の育成やそのネットワーク化が促進された。  
農林漁業就業人口の大幅な減少が見込まれるなかで、農林水産業に携わる人材を幅広く育成するためにも、女性が意欲と能力を発揮し、地域の方針決定の場や、農林漁業経営等へ参画しやすい環境づくりが重要である。このため、女性に対して経営参画を促進するためHPやメルマガを通して情報提供や研修の実施、女性経営者のネットワークの促進を進め、経営発展、地域計画づくりへの参画を推進した。
- ・平成26年度速報値において、全国1,708農業委員会のうち女性農業委員が登用されている農業委員会数は1,179（全体の69%）となり、前年（H25農業委員会数1,710のうち女性農業委員が登用されている農業委員会数1,044（全体の61%））に比べ、135農業委員会増加した。  
また、全国717農業協同組合のうち女性役員が登用されている農業協同組合数は451（全体の63%）

となり、前年（H24 農業協同組合 723 のうち女性役員が登用されている農業協同組合数 402（全体の56%））に比べ、49 農業協同組合増加した。

- ・農村・漁村における従事者数等を男女別に調査、公表しており、女性の参画状況を明確化した。

### 3 今後の方向性、検討課題等

・27 年度概算要求においても、次世代リーダーとなりうる女性農業経営者の育成及びチャレンジする女性を支援する事業を要求している。

農業・農村において農林水産業の政調産業化に向けて女性の能力が一層発揮されるよう支援していく重要な役割を果たしている女性の意見が、地域の方針決定に着実に反映されることが重要であるため、引き続き担い手や地域農業の在り方等を定める「人・農地プラン」の検討に当たっては、市町村による検討会のメンバーのおおむね3割を女性とすることを求めるなど、企画・立案段階からの女性の参画を積極的に促進する。

・農業委員の女性登用については、着実に増加しているものの、依然として女性が1人もいない農業委員会が3割となっており、また、農業委員に占める女性の割合も7%と低位な状況。

農業委員会については、次期通常国会に法案を提出し、委員の選任方法の見直し、（公選制→市町村長の選任制）を行うこととされており、この中で、女性の登用を推進する制度とする方向で検討中。

・土地改良施設の管理や、施設管理に附帯した地域環境整備（施設の清掃、水路敷地の植栽）等に女性を含めた幅広い層が参加することは意義があり、これらの活動を促す取組を行うとともに、土地改良区運営への参画を促進するための情報提供や研修等を実施していく。

・6次産業化総合調査においては、引き続き生産関連事業に係る男女別従事者数を明らかにしていきたい。

・農業経営への参画に関する調査等農山漁村における女性の経営参画の実態把握、調査研究を実施し、女性の活躍状況を明確化する。

・2015年農林業センサスでは、自営の農林業経営に対して「経営方針の決定に関わっているか」の設問を設け、女性の経営への参画状況が分析できるように拡充している。

### 4 参考データ、関連政策評価等

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

**(分野名) 6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進**

**(施策名) 2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備**

**ア 女性の経済的地位の向上**

**1 主な施策の取組状況**

- ・家族の話し合いによって女性の経営参画を促すとともに、経営全体の改善に有効な取組である家族経営協定について、農山漁村地域及び若い世代を中心とした普及啓発を図った。
- ・水産業普及指導員による家族経営協定の普及推進のため、普及指導員を対象とした研修会に家族経営協定に係る講演内容を盛り込むなどして、普及指導員の知識・意識の向上に努めた。
- ・研修会の開催により、女性認定農業者等の女性リーダー等の育成を図るほか、融資等の知識についての施策ガイドを作成し、HPで公表、会議時に配布するなどの情報提供等を行った。
- ・ブロック別漁業士研修会の場合などを活用し、女性漁業士の育成や活動活性化につながる指導・助言を行った。
- ・平成24年度に実施した「女性農業者の活躍促進に関する調査」において経営参画や女性農業者の保有資産について把握した。【女性が自分名義で保有している資産：預貯金 81.7%、乗用車 31.5%、農地 10.3%】
- ・預貯金を除き資産保有の割合は低い。生産における課題としては、「農地の維持・確保」が生産者の年齢があがるにつれて課題とする傾向が強い。
- ・酪農及び肉用牛経営におけるヘルパー等の支援組織は、畜産農家の労働負担の軽減や就業者の傷病時における経営継続等の面で大きな役割を果たしており、女性の就業環境の改善に大きく寄与。今後ともこうした支援組織の充実・強化を推進している。
- ・「効率的・安定的沿岸漁業促進事業（平成20～24年度）」及び「沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業（平成25年度～）」において、漁村女性グループが企画・実施する特産品の加工開発や漁獲物の販売促進等の起業的な経済活動や地域活性化の取組を支援した。また、水産関係団体が行う優良事例の発表大会を支援し、全国への成果普及に努めた。
- ・女性グループが行う漁業生産活動に対する無利子資金（沿岸漁業改善資金）の活用に向けて、水産業普及指導員を通じた普及啓発を図った。

**2 取組結果に対する評価**

- ・家族経営協定については、締結農家数は年々増加しており、平成26年には54,190戸（25年と比較して1,665増）。
- 女性認定農業者の数については、平成25年3月末現在で9,925となっており、認定農業者全体に占める割合は平成22年度の3.9%から平成24年度の4.3%へと増加している。
- 女性指導農業者については、平成25年3月現在には22,095人のうち7,528人と全体に占める割合の34%と増加傾向にある。
- ・全国の女性指導漁業士の人数は平成22年の196人から平成26年の190人とわずかに減少しているものの、漁業士全体に占める割合は同程度を維持している（平成22年は6.1%、平成26年は6.2%）。
- ・ブロックレベルでの研修会を開催し、経営に係る知識等の普及・推進した。
- ・全国に酪農ヘルパー支援組織は323組織、肉用牛ヘルパーは190組織あり、ヘルパー利用環境の整備が着実に進んでいる。この結果、1農家あたりの平均利用日数は、酪農ヘルパーは、平成22年度の18.5日から平成24年度は20.1日に、肉用牛ヘルパーは、平成22年度の3.5日から平成24年度は4.7日と増加している。
- ・効率的・安定的沿岸漁業促進事業（平成20～24年度）及び沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業（平

成 25 年度～) において、毎年 3、4 件の漁村女性グループの取組を採択している。当事業への応募数や採択数の増加に向け、水産業普及指導員を通じた事業の活用の PR 等を進めていく必要がある。

・沿岸漁業改善資金制度をわかりやすく解説したパンフレットを新たに作成し、活用に向けて周知を図ったが、女性グループの制度の利用増加には至らなかった。

### 3 今後の方向性、検討課題等

・経営全体の改善に有効な取組である家族経営協定について、引き続き普及啓発をするとともに、女性が農業に従事しやすい環境整備を推進するなど、女性の活躍促進、農業の成長産業化につなげる必要がある。

・水産業普及指導員を通じた家族経営協定の啓発や普及推進、及びブロック別漁業士研修会の場等を活用した女性漁業士の育成・活動活性化の推進に引き続き努める。

・平成 27 年度概算要求において、次世代リーダーとなりうる女性農業経営者の育成を支援する事業を要求している。

・引き続き、女性農業経営者の経営発展の推進、地域計画づくり等への参画を推進していく。

・引き続き、ヘルパー利用を着実に進めるために、関係団体と連携しつつ支援組織の充実・強化に努める。

・平成 25 年度から漁村女性の資質向上のための研修会開催や漁村女性グループが行う特産品の加工開発等の意欲的な取組を支援する「沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業」を実施しており、平成 27 年度概算要求では約 4 千万円を要求している。

また、沿岸漁業改善資金の活用促進に向けて、水産業普及指導員を通じた啓発活動に引き続き努める。

### 4 参考データ、関連政策評価等

府省名： \_\_\_\_\_ 文部科学省 \_\_\_\_\_

### 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

(施策名) 2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

イ 女性の就業支援及び働きやすい環境の整備

#### 1 主な施策の取組状況

・文部科学省では、都市と農山漁村の交流の推進の一環として、小学校において実施する農山漁村での自然宿泊体験活動を支援し、小学校における豊かな体験活動の充実した展開を推進した。

#### 2 取組結果に対する評価

・計画の目標達成に資するものであったと考えられる。

#### 3 今後の方向性、検討課題等

・平成 27 年度概算要求においても小学校の農山漁村における宿泊体験活動等を推進するため、学校における宿泊体験活動の取組に対する支援に係る経費などを要求している。

#### 4 参考データ、関連政策評価等



**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

**(分野名) 6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進**

**(施策名) 2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備**

**イ 女性の就業支援及び働きやすい環境の整備**

**1 主な施策の取組状況**

- ・集落や市町村、NPO 等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の交流を総合的に推進し、地域の活性化を推進した。
- ・農作業における安全確保のため、全国の関係機関の協力の下、平成23年度より農作業安全確認運動を開始した。平成26年度からは、女性ならではの視点をさらに安全対策に活用することを明示して運動を実施している。
- また、農作業安全向上に資する農業機械（乗用型トラクターのブレーキ操作の誤りを防ぐ装置やコンバインに手が巻き込まれそうになった時に即時停止できる装置）等の研究開発・実用化を支援した。
- ・地域農産物を活用した起業活動による農産物加工や販売等を通じて、我が国の農業・農村において重要な役割を果たしている女性農業者の活躍を支援するとともに、起業活動、6次産業化の取組を更に発展させるため、各種補助事業の実施に当たり、女性による取組事例の情報提供等を通じて女性による事業活用を促進した。（女性・高齢者等支援事業による女性グループによる起業活動に対する助成を実施（女性・高齢者起業活動等活性化事業（～23年度））。また、平成24年度からは女性支援の取組を支援するため事務次官通知を発出し、情報提供の促進を実施した。（農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の能力の積極的な活用について平成24年4月20日23経営第3691号事務次官依命通知）（H24～26）女性枠の設置や優先ポイント加算を実施（H24）
- ・新規就農希望者に対する新農業人フェアなどの相談会において、女性の就業希望者向け相談窓口を設置し、女性農業者による就農相談を実施し、女性の就農支援をするとともにFB等により情報提供を行った。
- ・家族経営協定の締結を通じ、経営上の役割分担、就業条件などについて話し合いが行われることにより、労働時間の適正化、休日の取得等環境整備等を推進した。
- ・産地における水産業の強化に必要な施設等の整備を支援（女性等の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援）。
- ・厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡小票の中から、農作業死亡事故について報告のあったものを取りまとめ、男女別データも含め公表した。また、メーカー等から事故情報を収集し、（独）農研機構で分析を行い、対策とあわせてデータベース化し、公表をしている。今後、事故情報の分析の結果、機械作業の補助を行う女性の事故が多いことから、補助者の視点を踏まえた事故対策を講じることとしている。さらに、対面による農作業事故の詳細な調査・分析や、女性農業者グループ等による地域全体の安全意識を向上させる取組を支援した。

**2 取組結果に対する評価**

- ・交付金により、都市と農村の交流の支援を実施。
- ・女性が経営参画する上では、「農業経営への支援等に関する幅広い情報の提供」が重要とで、女性農業者向け施策ガイドを作成し、女性達に利用できるようきめ細かい情報提供を行った。
- ・男女共同参画の視点も取り入れた相談会等の活動の実施により、女性の就農の促進、広報、啓発を推進している。
- ・家族経営協定については、平成26年には54,190戸（25年と比較して1,665増）となっており、着実に増加している。

・女性等の活動支援のための産地における水産業の強化に必要な施設等の整備を支援を事業課しているが、平成 26 年度において、公募実績は内状況である。

・農作業死亡事故は、平成 22 年は 398 件であったが、平成 24 年には 350 件となっている。引き続き、多角的な視点による事故対策を推進するため、女性の視点を積極的に安全対策に取り入れて進めていく必要がある。さらに、これまで調査してきた農作業事故の実態を踏まえ、今後は、リスクアセスメントの手法を用いて、効率的な農作業安全対策を講じることが重要である。

### 3 今後の方向性、検討課題等

・農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援するため、平成 27 年度概算要求において 26 億円を要求している。

・女性による活用が望まれる経営体向け補助事業について、女性農林漁業者のネットワークを活用して情報提供をするなど、女性の行う起業活動等への支援等を通じて、農山漁村における女性の能力を発揮を推進する。

・就農希望者に対する相談会において、引き続き女性農業者による就農相談等を行うなど女性の就農支援を実施し、女性の就農を促進していく。

・女性が活躍推進に取り組んでいる農業法人等経営体の表彰等を行い、女性が活躍する先進的取組を広める事業を 27 年度概算要求している。

・家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進する。

・平成 27 年度概算要求において、33.8 億円(内数)を要求、今後も必要な施設整備について支援予定。

### 4 参考データ、関連政策評価等

## 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進(施策名) 3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくりア 快適に働くための条件整備

<p>1 主な施策の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男性にとっての男女共同参画シンポジウムの開催 男性にとっての男女共同参画に対する理解を深め、男性の地域・家庭等への参画を促進するため、男性にとっての男女共同参画シンポジウムを開催した。平成 25 年度は「ワーク・ライフ・バランスの取組」を、平成 26 年度は「男性の家事・育児参画等に対する上司の理解促進」をテーマとして実施した。</li> </ul>
<p>2 取組結果に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男性の育児休業率や6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間等が上昇基調にあることなど、取組の裾野は広がりつつある。しかしながら、こうした男性の家事・育児参画等の取組状況は成果目標には及ばず、依然として低水準となっている。 これらの背景には、男女の固定的性別役割分担意識の問題があると考えられ、現状を打開するため、こういった意識の解消を進める必要がある。</li> </ul>
<p>3 今後の方向性、検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、シンポジウムの開催等を通じて、取組の裾野の拡大と深度化を図る。</li> </ul>
<p>4 参考データ、関連政策評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男性の育児休業取得率〔厚生労働省（雇用均等基本調査）〕 1.72 (H21)、1.38 (H22)、2.63 (H23)、1.89 (H24)、2.03 (H25) 単位：％ 成果目標 13 (H32)</li> <li>○ 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間〔総務省（社会生活基本調査）〕 48 (H13)、60 (H18)、67 (H23) 単位：分 成果目標 2時間30分</li> </ul>

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

(施策名) 3 女性が住みやすく活動しやすい環境作り

ア 快適に働くための条件整備

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>・農村女性の農業経営への参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進。家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進した。</p>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>・農林漁業就業人口の減少が見込まれるなかで、農林水産業に携わる人材を幅広く育成するためにも、女性が意欲と能力を発揮し、地域の方針決定の場や、農林漁業経営等へ参画しやすい環境づくりが重要である。</p> <p>・家族経営協定の締結数は54, 190戸と着実に増加しているものの、仕事と生活のバランスに配慮した働き方や仕事のしやすい環境整備を引き続き推進していく必要がある。</p>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>・農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を引き続き推進するとともに、女性に対して経営参画を促進するための情報提供や研修の実施、女性農業経営者のネットワークの促進を進めていく。家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進する。</p>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p>

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

(施策名) 3 女性が住みやすく活動しやすい環境作り

イ 高齢化の進展への対応

**1 主な施策の取組状況**

- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等により、高齢者や女性等の交流、地域伝統文化の継承、地域の農産物や特産物の生産活動等に寄与するための拠点施設の整備を支援した。(平成25年度までに、全国11カ所で実施)
- ・農村高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりのため、農村の高齢者が農業に関する豊富な知識や技術、経験を活かし、新規就農者など地域の農業者等の育成や技術指導を行う取組を支援した。また、農山漁村女性・シニア活動表彰等の地域の高齢者グループ等の優良活動に対する表彰等を通じて、農村の高齢者が農業や地域活動に取り組めるよう普及・推進を図っている。
- ・女性・高齢者等活動支援事業により平成25年まで事業を実施し、加工・販売等の起業活動等への支援を7カ所で実施。
- ・2001年の農業者年金基金法の改正により、2002年から、農業者に従事する国民年金第1号被保険者で60歳未満の者は、農家の後継の嫁など農地の権利名義を持たない者も含め誰でも加入できるようになった。  
この改正により、女性がより一層、年金を受給しやすくなったことのみならず、農業専従する女性を農業経営者の一員として認めるなど、女性の地位向上が図られた。  
農業従事者の社会保障のため農業者年金制度を実施しているところであるが、女性農業者は、農業の重要な担い手であるにもかかわらず加入率が低く、その加入促進に向け積極的に働きかけを行っている。

**2 取組結果に対する評価**

- ・高齢者や女性等が安心して活動し暮らせるよう、農山村における農業施設等のバリアフリー化を推進することで、農山漁村の健全な発展と活性化を図る役割を果たしている。
- ・女性・高齢者等が取り組む加工・販売等の起業活動等に支援(平成25年までに全国7カ所)することで、農村の高齢女性等の活動を助長させる役割を果たすことができた。
- ・農村高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりのため、農村の高齢者が農業に関する豊富な知識や技術、経験を活かし、新規就農者など地域の農業者等の育成や技術指導を行う取組を支援した。また、農山漁村女性・シニア活動表彰等の地域の高齢者グループ等の優良活動に対する表彰等を通じて、農村の高齢者が農業や地域活動に取り組めるよう普及・推進を図った。
- ・農業者年金制度のうち政策年金である特例付加年金について見ると、女性の加入者数は、8,810人(平成25年度)で22年の加入者数7,536人と比べると1,274人増加し、加入率も伸びて17%(加入者数50,069人のうち女性の加入者数8,810人)となっており、加入促進に向け積極的な働きかけが必要である。

**3 今後の方向性、検討課題等**

- ・高齢者・女性等が安心して快適に暮らせる農山漁村づくりを推進するため、引続き、地域住民活動支援促進施設の整備等を進めていく。
- ・農村高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりや、生産現場の構造改革を加速化するため、人・農地プランの見直しや新規就農者の定着のための経営・技術指導等を進める地域連携推進員として、リタイヤした高齢農業者のノウハウを積極的に活用する。
- ・農山漁村における人口の減少・高齢化等に伴い、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を健康づくりや福祉等に活用するニーズが高まっており、引き続き、健康づくり等「食」の持つ多様な機能を通じた地

域の手づくり活動を総合的に支援する。

- ・ 農業者年金制度への加入をさらに進めるため、家族経営協定の推進と併せて農業生産・経営に携わる女性農業者への農業者年金制度の周知を進めていく。

#### 4 参考データ、関連政策評価等